

第7号議案

連系線の長期的な容量確保の申請受付期間および審査期間の変更について

(案)

第2回理事会第15号議案として議決され、本機関のウェブサイトで公表している、業務規程第73条に定める「連系線の容量を長期的に確保すべき契約の認定に関する申請手続き」の申請受付期間および審査期間を以下のとおり変更する。

	旧	新
申請受付期間	送配電等業務指針案の認可を受けた日の翌日9時 ～平成27年5月8日(金)17時	平成27年4月30日(木)9時 ～平成27年5月22日(金)17時
審査期間	平成27年5月11日(月) ～平成27年6月30日(火)	平成27年5月25日(月) ～平成27年6月30日(火)

別紙：電力広域的運営推進機関発足に伴う長期的な容量確保（契約認定）の申請
手続について

以 上

平成27年5月13日

系統利用者 各位

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関発足に伴う長期的な容量確保（契約認定） の申請手続について

当機関は、業務規程第73条に基づき、連系線の容量を長期的に確保すべき契約について認定を行います。

当機関発足に伴う既存の契約の認定の申請受付及び審査について、下記のとおり実施しますので、契約の認定を希望される場合には、申請の手続をお願いいたします。

記

1. 認定の対象となる契約

送配電等業務指針第184条の規定に基づき、以下の契約が対象となります。

(1) 長期固定電源に関する契約

原子力、水力（揚水式を除く。）及び地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約。

(2) 自然変動電源に関する契約

風力及び太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約。

(3) 連系線同時建設電源に関する契約

連系線の 신설又は増強にあわせて 신설又は増設を行った電源から供給される契約。但し、当該契約が継続しており、当該契約の当事者が当該連系線の 신설又は増強の費用の応分の負担を行った場合に限る。

2. 申請手続

(1) 受付期間

受付開始：平成27年4月30日（木） 9時

受付終了：平成27年5月22日（金） 17時

(2) 申請手続の方法

当機関のウェブサイトに掲示されている「申請書様式集」、「申請書面等の記載にあたっての留意事項等について」をご参照の上申請書面等を作成いただき、提出をお願いいたします。

(3) お問い合わせ

今回の申請に関してご不明な点がございましたら、下記のお問合せ窓口までご連絡をお願いいたします。

【お問合せ窓口】

電力広域的運営推進機関 運用部 連系線管理グループ

住 所：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10-10

電 話：03-6632-0906

電子メール：a-contract@occto.or.jp

3. 審査期間及び契約の認定が有効となる日

(1) 審査期間（審査結果の通知を含む）

平成27年5月25日（月）から平成27年6月30日（火）まで

(2) 契約の認定が有効となる日

平成27年7月1日（水）

4. その他

(1) 上記審査期間中は、新規認定申請の受付を停止しますのでご注意ください。

(2) 今回の申請に限り、審査期間及びお問合せ対応が「申請書面等の記載にあたっての留意事項等について」に記載されている審査期間及びお問合せ対応と異なりますのでご注意ください。

以 上